## 事業系廃棄物の

# 

恵庭市 生活環境部 ゼロカーボン推進室 廃棄物管理課

## もくじ

循環型社会を形成するための法体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P1	
循環型社会形成のために・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2	
廃棄物処理の歴史・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P3	
事業所から出る廃棄物の分類・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P4	
産業廃棄物の排出事業者の責任とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P5	
廃棄物を自社で運搬するときは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P8	
廃棄物の処理を委託するときは・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P9	
産業廃棄物及び事業系一般廃棄物処理委託契約書について・・・・・・・・・・ P12	2
事業系廃棄物の適正処理と減量・リサイクルの手引き・・・・・・・・・・ P13	3
ごみ処理手数料支払いの仕組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P14	4
【参考資料】	
廃棄物とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P1!	5
産業廃棄物に関する規制強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P16	6
事業活動に伴い排出される産業廃棄物20種類・・・・・・・・・・・・・・・ P1	7
産業廃棄物とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P18	3
恵庭市の施設で受け入れる主な産業廃棄物・・・・・・・・・・・・・・・・ P2(	C
近隣の民間処理施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2	1

#### 循環型社会を形成するための法体系

#### 環境基本法

H6.8完全施行

#### 環境基本計画

H24.4 全面改正公表

循環型社会形成推進基本法(基本的枠組法) 出3 1家全族行

社会の物質循環の確保 天然資源の消費の抑制 環境負荷の低減

循環型社会形成推進基本計画:国の他の計画の基本

H.15-3 公表 H. 30·6 全面改正

再商品化できるものは 再生利用が原則

廃棄物の適正処理 >

#### H. 29 · 6 廃棄物処理法 一部改正

- ①廃棄物の発生抑制
- ②廃棄物の適正処理(リサイクルを含む)
- ③廃棄物処理施設の設置規制
- 4)廃棄物処理業者に対する規制
- 5 廃棄物処理基準の設定

#### 資源有効利用促進法 全面改正旅行

- ①再生資源のリサイクル
- ②リサイクル容易な構造・材質等の工夫
- ③分別回収のための表示
- 4 副産物の有効利用の促進

リデュース リサイクル - リュース リサイクル

(1R) (3R)

素材に着目した包括的な法制度

#### プラスチック資源循環法

設

R3.6 公布

小型家電

再生利用の推進 >

容器包装 リサイクル法



H12.4 完全施行 H18.6

びん、ベットボトル、紙

リサイクル法



H13.4 完全施行



リサイクル法

品

完全施行 H19.6 一部改正

グリーン購入法(国が率先して再生品などの調達を推進)H134 完全施行

個別物品の特性に応じた規制



リサイクル法



H17.1

本格施行



施行

製・プラスチック製容器 包装等

エアコン、冷蔵庫・冷 凍庫、テレビ、洗濯機・ 衣類乾燥機

木材、コンクリート、 アスファルト

リサイクル法

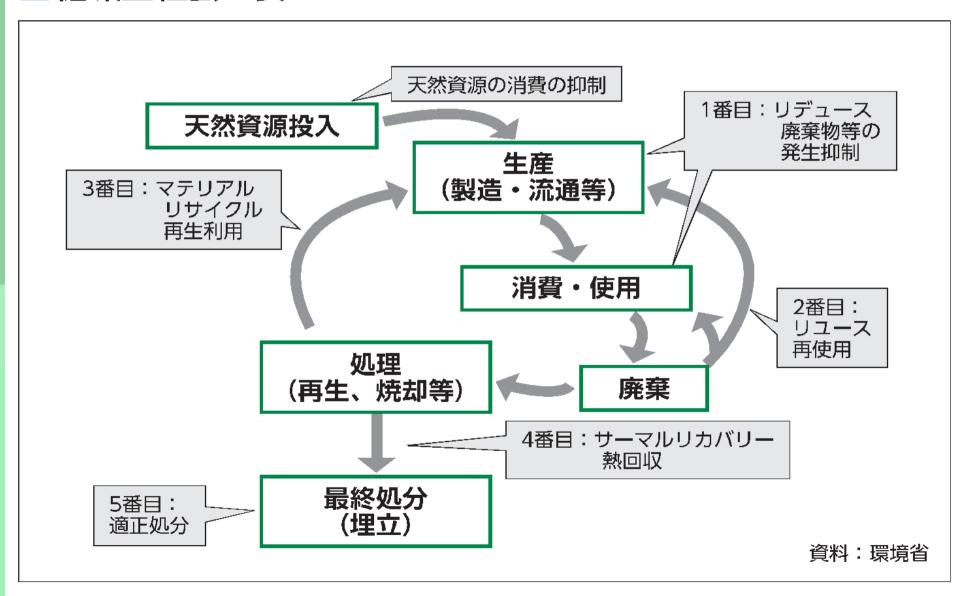
小型電子機器等

※この他、「船舶の再資源化解体の適正 な実施に関する法律」がある。

(H30.6公布 未施行)

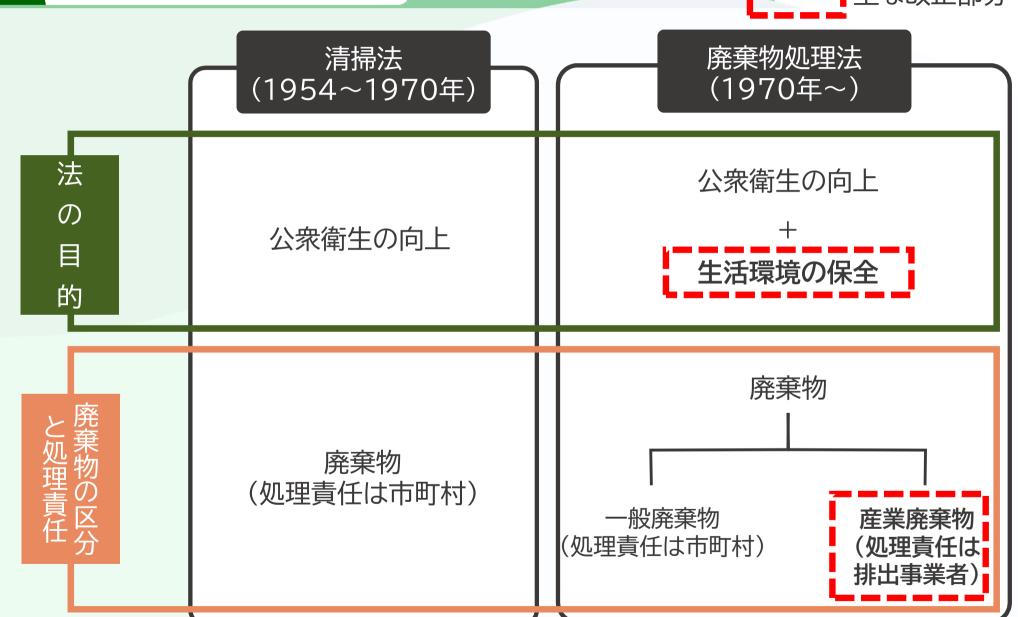
#### 循環型社会形成のために

#### ■循環型社会の姿



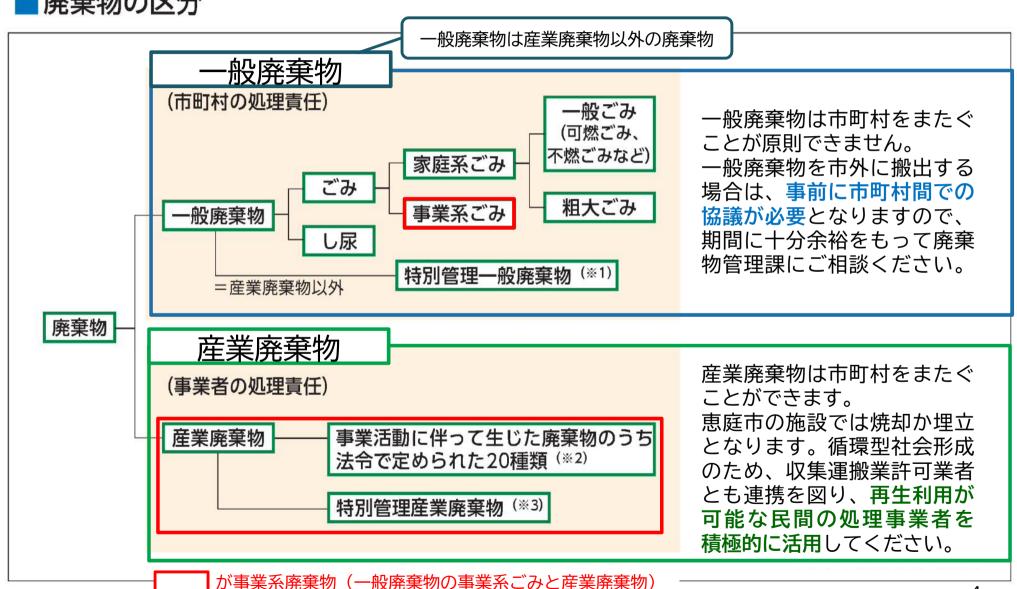
## 廃棄物処理の歴史





## 事業所から出る廃棄物の分類

■廃棄物の区分



## 産業廃棄物の排出事業者の責任とは

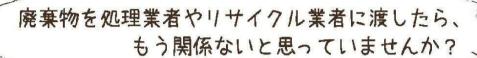


排出事業者には、自らの責任において適正に処理する義務があります。

(法第3条)

- 「事業者は、事業活動に伴って生じた廃棄物を、自らの責任において適正に処理しなければならない」と廃棄物処理法の第3条に定められています(排出事業者責任)。
- 廃棄物の処理を他人に委託することができますが、その場合も自治体が許可をした運搬業者に運搬を、同様に許可のある処分業者に処分を、それぞれ委託しなければなりません。
- 建設工事の場合は、発生する廃棄物の処理責任は元請にあり、排出事業者は元請業者となります。

## 産業廃棄物の排出事業者の責任とは





/ 排出事業者は、運搬または処分を他人に委託する場合は 「委託基準」を守り、書面で契約書を交わさなければなりません。

(法第12条)

- 排出事業者は、廃棄物の運搬や処分を専門業者などに委託する場合は「委託基準」を守ることが必要です p5参照。委託する場合には、何よりも、その廃棄物について許可を受けている運搬業者及び処分業者と事前にそれぞれ委託契約書を取りかわすことが法律上必要です。
- また、廃棄物を保管する場合には、廃棄物が飛散したり流出したりして周囲の環境に悪影響を及ぼさないように「保管基準」を守ることが求められています。

「産業廃棄物を排出する事業者の方に(環境省)」抜粋

## 産業廃棄物の排出事業者の責任とは

Point

排出事業者は、処理業者に委託しても、最終処分が完了するまで 適正処理の責任があります。

排出事業者

処理業者と適切な内容で委託契約 を結んでいなかった

- マニフェストの適切な交付・保存を していなかった
- 許可を受けていない業者に廃棄物 処理を委託した

業者の許可期限切れ、委託した産業廃棄物 の種類の許可がなかったなどを含む

- 著しく安い処理料金で業者に委託した
- 委託した業者が不法投棄や過剰保管しているとの噂を聞いたが、処理 委託を続けた
- 返ってきたマニフェストの内容を確認しなかった
- マニフェストが返ってこなかったが、 気がつかなかった

委託基準違反 マニフェスト交付義務違反等

> 懲役刑 罰金刑

三年以下懲役 若しくは 三百万円以下罰金

六月以下懲役 若しくは 五十万円以下罰金

五年以下懲役 若しくは 千万円以下罰金

#### 注意義務違反

もしも、 委託先の処理業者が 不法投棄をしたら

#### 措置命令

委託した事業者の責任として、自治体より産業廃棄物の撤去命令(撤去費用の負担など)が出されることがあります。



五年以下懲役 若しくは 千万円以下罰金

## 廃棄物を自社で運搬するときは

- 収集運搬にあたって、産業廃棄物の飛散、流出や悪臭、騒音、振動によって 周辺住民に迷惑を及ぼすことがないようにしなければなりません。
- 運搬車、運搬容器等は産業廃棄物が飛散し、及び流出し、 並びに悪臭が漏れるおそれのないものにしなければなりません。
- 運搬車は、車体の両側面に産業廃棄物収集運搬車であることを表示し、 定められた書面を備えつけなければなりません。





#### 廃棄物の処理を委託するときは

#### 許可のない者に処理を委託してはいけません。

(法第12条第3項、第4項)

委託業者の選定は、適正処理の要です。廃棄物の種類・量・性状及びこれらの荷姿に適した処理方法についてあらかじめ検討を行ったうえで、「優良産廃処理業者認定制度」「p6参照に基づく公表情報等をもとにするなど、業者の持っている許可の種類や内容「p6参照、技術的能力、最終処分までの処理工程、環境への配慮などを十分に吟味して行います。

#### 収集運搬業者を選定する場合

● 排出場所と運搬先両方の都道府県知事(政令市長)の許可を得ていることが必要です。

#### 処分業者を選定する場合

自社が排出する廃棄物を適切に処理できる許可をもった施設かどうかを 現地に出向いて確認し、記録することも重要です。

「産業廃棄物を排出する事業者の方に(環境省)」抜粋

#### 廃棄物の処理を委託するときは

#### 産業廃棄物の収集運搬業許可権限は北海道

- 一般廃棄物の収集運搬業許可権限は市町村
  - 恵庭市が許可している一般廃棄物収集運搬業許可業者

●㈱恵庭クリーンサービス	<b>5</b> 32-1122	(北柏木町 3-169-4)

- ●(社)恵庭市シルバー人材センター ☎34-0311 (桜町 3-8-18)
- ●嘉屋興業㈱
  ☎33-5069 (白樺町 1-18-5)
- (有) 荷興物流 ☎33-5525 (北柏木町 2-6-13)
- 衛野田容器 ☎33-3570 (戸磯 76-23)
- ●北海道建設サービス㈱ ☎32-0358 (黄金中央 2-3-10)
- ●リサイクルファクトリー(株) ☎32-5440 (柏陽町 4-11-10)

## 廃棄物の処理を委託するときは

#### 委託契約書を締結しなければなりません。

(令第6条の2)

契約は、排出事業者と収集運搬業者、および排出事業者と処分業者というように、 直接に2者間で行います(2者契約の原則)。

契約書には、処理業者の許可証のコピーを必ず添付し、業務が終了した日から5年間は保管しなければなりません。



排出事業者と恵庭市が直接契約が必要

「産業廃棄物を排出する事業者の方に(環境省)」抜粋・加工

#### 産業廃棄物及び事業系一般廃棄物処理委託契約書について

標式第1号(	第4	<b>利開保</b> )	No.		HHE.	10000					
		令和 5 年度			【搬入	業者】	Г				
收入印紙		産業廃棄物及び事業系一般廃棄物処理委託	契約書		2000	連馬の情報 ボナンバー	£ £	毎年	F度更新	新が必要	要
		「甲」という。)及び処理業者(以下「乙」という。)は、甲の事業			1913	47.2/1-	<u> </u>				
	施。以	及び事業系一般廃棄物の処理に関し、恵庭市事業系廃棄物の 以下「要綱」という。)に基づき、次のとおり委託契約を締結す 月 日		<b>泰要欄(</b> 节和	上記 とか ※記載	を超える大きさ あります。 した「車両ナン	ド・車幅3m以下・車高4m以下の たの車両で搬入する場合は、別途接 パ(一)の車両とは異なる車両で				
	4	<b>主所 〒( - )</b>			無人	即用仁英更小	ある場合は、「産廃等委託契約	山口佳	<b>/</b> == +	<del>└</del> ═/┰─┰ <del>┤</del>	<del>/ _</del>
排出事業者	1	事業所名	N.	2	3000	英庭棄物収集 日名:	運搬業許可業者(許可業者の			許可業	
(甲の事業所)	1	5名(法人にあっては代表者名)		60	□ <b>-</b> #	负麂栗物収集	運搬業許可業者	に変	計して	いる場	治
排出事業場	1	主所			#	6:			士 主刀幺	」は必要	<u>.</u>
		(建設業場など、環境ごとに排出事業地が変わる場合は、影変変要属の発出が (1997年)	6隻です。		【連絡	#1		C.	し大小	川み必安	_
(甲の事業場)	-	SAN			i i	W. 115		Page services		10	
処理業者	38	主所 北海道惠庭市京町1番地 名称 恵庭市			担助者	5		TEL(必須)			
(Z)	1	代表者 惠庭市長 原 田 裕	印		FAX			緊急連絡先			
【委託業務の	内容			2942	文書章	6送先	∓( - )				
契約期間	令	和 年 月 日から令和 年	月 日	まで	E-ma	川アドレス				2	
支払方法	1177	現金納付 口 収集業者払い(一抵納付) 納入通知書払い(上記支払い方法で対応できない場合のみ	A STATE OF THE STA	書とし(一括納付)	【産業	売棄物の処理	理について】(恵庭市に産業派	産業物の処理を多	託する場合のみ記載	)	
処理を委託す	る産	業廃棄物及び事業系一般廃棄物の種類、数量及び準価	00000-0000-0000-000		輸入的	8乗物の有無	口無 口有(		U 642900 0 4000 0 40000 40000	)	
搬入	先	11 51	年間予定量	単価 / 1 0 k g (税 抜 価 格 )		ア. 産業廃業制	の性状及び衝姿に関する事項	ロ パラロ その	ロ フレコン ロ 袋 他(	1	
AN EUROPIN		▶ 産業廃棄物(可燃) 【廃プラスチック/紙くず/木くず/繊維くず】	kg	400円/10kg (364円/10kg)	夢	イ、通常の保管 変化に関す	を状況下での顕教、揮発等産業廃棄物 rる事項	の性状の口無	口有		
焼却施設	D	▶一般廃棄物(可燃)	kg	217円/10kg (198円/10kg)	Sec.		たの混合等により生ずる支障に関する		口有		
ごみ処理場	◆産業廃棄物(不燃)※。 【燃え殻/汚泥/金属くず/ガラスくず、陶磁器のくず/がれき】 ・産業廃棄物(焼却施設で受入できないもの) ・株容	509 PJ/10kg		製格 C0950 号に規定する言称マーク 6る場合には、含有マーク表示に関する	1000	口有					
		A CONTRACTOR OF THE PROPERTY O	kg	(463円/10kg) ※ <sub>2</sub>	**		聖集陶章物、水銀使用製品産業廃棄物 Sん等が含まれる場合は、その毎	ななは水銀 口無	口有		
2000000		<ul><li>■一般廃棄物(不燃)</li></ul>	kg	343 F9/10kg (312 F9/10kg)		カ、その性産業	<b> 現職物を取り扱う際に注意すべき事</b>	項 口無	口 有(	)	
生ごみ・		性ごみ	kg	93円/10kg (85円/10kg)	※本契	約を締結して	こいない場合は、市のごみ処理的	を設での産業廃棄	物及び		

114円/10kg

(104円/10kg)

リサイクル



<sup>▶</sup>資源物 センター ※、「燃え般」「汚泥」は搬入前に事前協議等を養します。

<sup>※。</sup>ごみ処理場に搬入された屋業廃棄物には別途循環資源利用促進税(10円/10kg)がかかります。

#### 事業系廃棄物の適正処理と減量・リサイクルの手引き



#### 事業系廃棄物の適正処理と

## 減量・リサイクルの手引き

## (令和5年度版)

#### 【目次】

1. 放用業物に産業所業物について	
事業所から出る廃棄物の分類	1
産業廃棄物の種類と分別について	2
2. 恵庭市における事業系廃棄物の処理方法	4
はじめに	
恵庭市との契約の締結	4
各ごみ処理施設共通の受入れ条件	4
【ごみ処理場(最終処分場)】	
【燒却施設】	5
【生ごみ・し尿処理場】	
[リサイクルセンター]	6
こみ処理施設の位置図	7
ごみ処理施設への搬入方法	8
一般廃棄物収集連搬許可業者・産業廃棄物収集運搬許可業者	8
口座振替手続き	8
産業廃棄物管理票(マニフェスト)制度	9
3. 民間の処理施設(一例)	10
4. 禁止事項	Н
5. 事業系廃棄物分別早見表	12
- 2-12-1-12-12-12-12-12-12-12-12-12-12-12-	

手引きは契約締結後にお渡ししていますが、 恵庭市ホームページでもダウンロードすることができます。



#### ごみ処理手数料支払いの仕組み

排出事業者

収集運搬業許可業者

恵庭市の処理施設

許可業者へ支払うごみ処理に係る料金



支払

**収集運搬料** (各許可業者が自由に設定)

ごみ処理手数料 (手数料単価×重量)



支払

ごみ処理手数料 (手数料単価×重量)







<収集運搬業許可業者へごみの処分を依頼している事業者様へ> 市のごみ処理手数料が改定となれば許可業者からの請求額も変わることがあります。

## 廃棄物とは

質 物 全

物 廃 棄

有 価 物

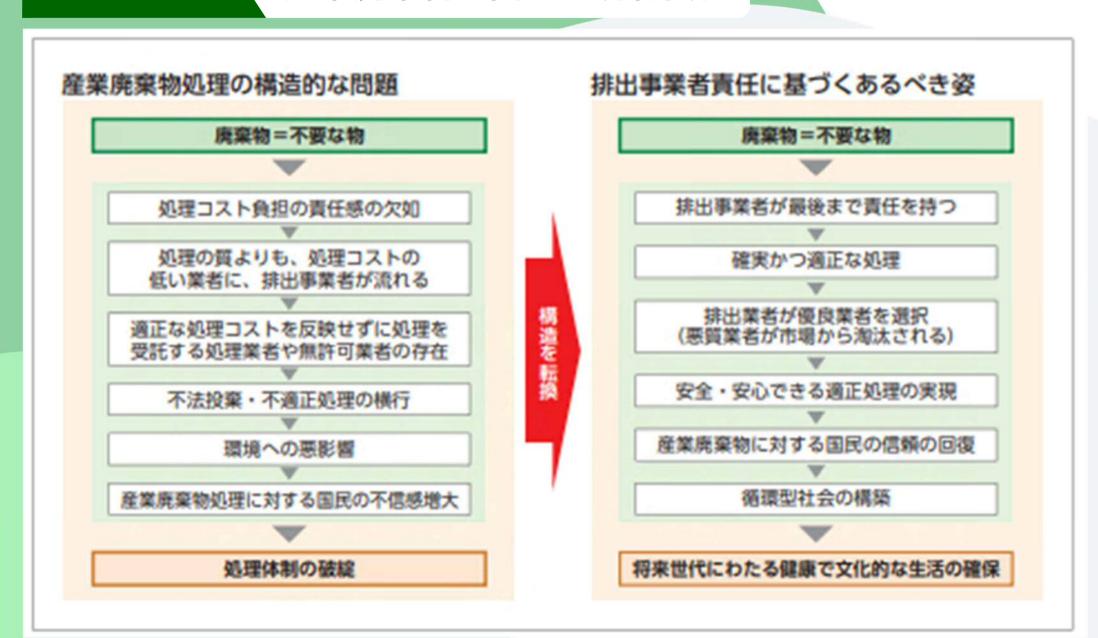
般廃棄物

古紙・くず鉄空き瓶・古繊維

専ら物

産業廃棄物

#### 産業廃棄物に関する規制強化



❸-①木くず

#### 事業活動に伴い排出される産業廃棄物20種類

業種関係なく産業廃棄物
●燃え殻
❷汚泥
❸廃油
<b>◆</b> 廃酸
<b>⑤</b> 廃アルカリ
<b>6</b> 廃プラスチック
<b>⑦</b> ゴムくず
❸金属くず
ூガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず
<b>ゆ</b> 鉱さい
●がれき類
<b>ゆ</b> ばいじん

#### 業種指定があり、ものにより産業廃棄物

- **B**-②木くず
- ❷紙くず
- **⑮**繊維くず
- 6動植物性固形物
- **D**動植物性残渣
- ₿動物のふん尿
- 動物の死体

## ①~⑲の産業廃棄物を処分するために処理したもので①~⑲に該当しないもの

◎汚泥のコンクリート固形化物など

## **産業廃棄物とは**=事業活動に伴って生じた廃棄物のうち下記の種類

区分	種類	具体的な例				
	①燃え殻	活性炭、焼却炉の残灰などの各種焼却かす				
	②汚泥	排水処理の汚泥、建設汚泥などの各種泥状物				
	③廃油	グリス(潤滑油)、大豆油など鉱物性、動植物性を問わず、すべての廃油				
あ	④廃酸	廃写真定着液など、有機性、無機性を問わず、全ての酸性廃油				
5	  ⑤廃アルカリ	廃写真現像液、廃金属石けん液など有機性、無機性を問わず全てのアルカリ 				
ゆ		性廃液				
事業	6廃プラスチック	発泡スチロールくず、合成繊維くずなど、固形液状を問わず、すべての合成				
事		高分子系化合物(合成ゴム含む)				
業	⑦ゴムくず	天然ゴムくず(注:合成ゴムは廃プラスチック)				
活	8金属くず	鉄くず、アルミくずなど、不要となった金属の研磨くず、切削くず				
動	⑨ガラスくず・コンクリー	- 板ガラス、耐火レンガくず、石膏ボードなど、コンクリート製品製造工程 らのコンクリートくずなど				
に	トくず・陶磁器くず					
伴	<ul><li>⑩鉱さい</li></ul>	鋳物砂、サンドブラストの廃砂、不良石炭、各種溶鉱炉かすなど				
う	⑪がれき類	【工作物の新築、改築、除去に伴って生じたコンクリートの破片、レンガの破┃				
も		片など				
の	(0)+*( ) ( ) (	大気汚染防止法のばい煙発生施設、または産業廃棄物焼却施設の集じん施設				
	12ばいじん	によって集められたばいじん				
	(10-(1)+ ✓ ds	貨物の流通のために使用したパレット(パレットへの貨物の積付けのために				
	<sup>13-11</sup> 木くず	使用した梱包用の木材含む)				

## 産業廃棄物とは

区分	種類	具体的な例
※ 排 出	13 <sup>-②</sup> 木くず	以下の業種からの木くず、おがくず、バーク類等に限る。 建築業(工作物の新築、改築又は除去により生じたもの)、木材又は木製品製造業(家具製品製造業)、パルプ製造業、輸入木材卸売業、物品賃貸業注:これ以外の業種から発生する不要な木材家具などは、事業系一般廃棄物
す る 業	14紙<ず	以下の業種からの紙くずに限る。 建設業(工作物の新築、改築又は除去により生じたもの)、パルプ製造業、製 紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、および印刷物加工業
種が指定さ	15繊維くず	以下の業種から発生する天然繊維くずに限る。 建築業(工作物の新築、改築又は除去により生じたもの)、衣服その他繊維製品製造業以外の繊維工業 注:これ以外の業種から発生する不要な衣類やウエスなどは、事業系一般廃棄物
れて	16動植物固形物	と畜場で解体等をした獣畜、食鳥処理場で食鳥処理した食鳥に係る固形状不要物
いるも	①動植物性残渣	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業で原料として使用した動物や植物に 係る不要物 魚や獣のあら、醸造かす、発酵かすなど
の	18動物のふん尿	畜産農場から排出される牛、馬、めん羊、にわとりなどのふん尿
<u></u>	<u>  19動物の死体                                    </u>	<u>畜産農場から排出される牛、馬、めん羊、にわとりなどの死体</u>
(20)5	泥のコンクリート固形化物など	【①~⑪の産業廃棄物を処分するために処理したもので①~⑲に該当しないもの 】

#### ※指定業種に該当しない業種から排出される⑬-2~⑲は事業系一般廃棄物

#### 恵庭市の施設で受け入れる主な産業廃棄物

#### 全ての業種共通

種類	条件	行き先
<b>6</b> 廃プラスチック	40cm角未満	焼却施設 (中島松)
	上記以上	ごみ処理場(盤尻)
❸金属くず		ごみ処理場(盤尻)
❷ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず		ごみ処理場(盤尻)
●がれき類		ごみ処理場(盤尻)

#### 建設業等(食料品製造業等は一般廃棄物)

種類	条件	行き先
<b>B</b> -②木くず	40cm角未満	焼却施設(中島松)
<b>ゆ</b> 紙くず <b>⑤</b> 繊維くず	上記以上	ごみ処理場(盤尻)

## 近隣の民間処理施設

種類	収集運搬業者	処分業者
<b>②</b> 汚泥	北清商事㈱ 北海道衛生工業 (有)道央浄化工業 空知興産 ヴィクレオ	角山開発㈱
<b>③</b> 廃油	<ul><li>㈱札幌油脂</li><li>早来工営㈱</li><li>トマウエーブ</li><li>マルセン油脂</li><li>北海道クリーンシステム</li><li>リプロワーク</li></ul>	㈱札幌油脂
<b>6</b> 廃プラスチック	北清商事㈱ エアウォーター物流 サニックス JX金属苫小牧ケミカル 三世産業 日鉄セメント㈱ 早来工営㈱ 北海道サニックス環境 空知環境総合	角山開発㈱ サニックス環境 ㈱鈴木商会 (有)丸正北海総業 リサイクルファクトリー
<b>の</b> ゴムくず	(株)アールアンドイー 国分商会	
❸金属くず	(株)エコロジーシステム 北清商事株) エアウォーター物流	株マテック 株分木商会 角山開発株) リサイクルファクトリー株)
<b>9</b> ガラスくず	北清商事㈱	角山開発㈱ (有)丸正北海総業
<b>⑰</b> 動植物性残渣	北海道衛生工業	

#### 近隣の民間処理施設

クリーン産業(株) 恵庭市盤尻 49-1(処理場) TEL:0123-34-1259(本社)

■木くず(廃材)・剪定枝(木) ■刈草

■石膏ボード ■がれき類(コンクリート、ブロック、レンガ等) など

恵庭マテリアル(株) 恵庭市戸磯 345-10 TEL: 0123-34-3399

■ダンボール ■新聞・チラシ ■雑紙類 ■金属くず

金本商店 恵庭市恵南 24-388 TEL: 0123-33-6021

■金属くず

野村興産(株) 札幌営業所 TEL:011-210-5922

■廃電池(乾電池・ボタン電池・充電池・リチウムイオン電池) ■蛍光管・LED

(有)ムゲン恵庭営業所 恵庭市桜森 3-6 TEL:0123-32-2695

■テレビ ■冷蔵庫・冷凍庫 ■洗濯機・衣類乾燥機 ■エアコン

パソコン 3R 推進協会 TEL: 03-5282-7685

■パソコンモニター

リサイクルファクトリー(株) 千歳市中央 690-1 TEL: 0123-29-2030

■すきとり物

※詳細は「事業系廃棄物の適正処理と減量・リサイクルの手引き(R5年度版)P10をご覧ください。